

# 公益社団法人福岡県剣道連盟 剣道級位審査規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本剣道連盟剣道級位審査規則に基づき、公益社団法人福岡県剣道連盟（以下「連盟」という。）が行う剣道一級から三級までの級位審査に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (審査の委任)

第2条 連盟会長は、剣道級位審査を効果的に行うため、その実施を各地域剣道連盟に委任する。

## (審査の方法)

第3条 級位の審査は、次に定める実技について行う。

- (1) 一級 木刀による剣道基本技稽古法（以下「木刀基本」という。）の「基本1から9まで」、「切り返し」及び「互格稽古」を課す。この場合「木刀基本」及び「切り返し」は、元立ち・掛かり手の両方を受審者相互で行わせる。
- (2) 二級 木刀基本の「基本1から6まで」、「切り返し」及び「総合的打ち込み」を課す。この場合「木刀基本」は、元立ち・掛かり手の両方を受審者相互で行わせ、「切り返し」及び「総合的打ち込み」は剣道五段位以上の元立ち者に対して行わせる。
- (3) 三級 木刀基本の「基本1から4まで」、「切り返し」及び「正面打ち」を課す。この場合「木刀基本」は、元立ち・掛かり手の両方を受審者相互で行わせ、「切り返し」及び「正面打ち」は剣道五段位以上の元立ち者に対して行わせる。

## (受審の資格)

第4条 三級審査を受審する資格は、6ヵ月以上の剣道を修練した小学校五年生（相当年齢を含む。）以上の者とする。

2 上位級を受審する場合は6ヵ月以上の剣道修練を要する。

3 前項の規定にかかわらず、高校一年生（相当年齢を含む。）以上の者は一級審査から受審することができる。

## (審査員)

第5条 審査員は、連盟会長から委任を受けた地域剣道連盟会長が委嘱した錬士六段以上の審査員3名から5名以内の者をもって構成する。ただし、1名は、当該連合地区剣道連盟から派遣された者をあてる。

## (審査の合否)

第6条 審査の合否は、構成された審査員の過半数以上の同意により合格とする。

2 第4条第3項の規定による受審者が、不合格の場合は2級又は3級相当に認定することができる。

(審査の申込)

第7条 級位審査を受審しようとする者は、級位審査申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、所属する地域剣道連盟会長に提出する。

(登録の申請)

第8条 級位審査を実施した地域剣道連盟会長は、その結果を級位登録申請書(様式第2号)、級位合格者名簿(様式第3号)及び級位登録料払込書(様式第4号)に必要事項を記載して、連盟会長に登録の申請をする。

(証書の授与)

第9条 登録申請がなされた級位合格者に対しては、連盟会長名の合格証書を授与する。

(手数料等)

第10条 級位審査の手数料等は、級位審査を実施する地域剣道連盟会長が決定する。

(登録料)

第11条 級位審査合格者の登録料は、300円とする。

(合格の取消)

第12条 連盟会長は、実施された級位審査の結果が不相当と認めたときは、地域剣道連盟会長の意見を聴いて、その合格した者の級位を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月8日から施行し、移行登記日である平成25年4月1日に遡って適用する。